

## 尼崎市PR動画作成及びインターネット広告実施業務仕様書

### 1 件名

尼崎市PR動画作成及びインターネット広告実施業務

### 2 目的

第6次尼崎市総合計画では「ありたいまち」の実現に向けて、さまざまな施策を連携させ、時宜にかなった取組を重点的に展開していくこととしており、そのための4つの主要取組項目の1つに「魅力向上・発信」がある。ここでは「イメージの向上によるシビックプライドの醸成」として、誰もが気持ち良く暮らすことができるまちの実現に向けて、自転車の運転、ごみの分別、ポイ捨て、喫煙など、ルール、マナーに対する理解と意識の向上に向けた取組を、また向上している学力や治安などの実態とイメージのギャップを解消するとともに、まちへの誇りと愛着を高めるため、魅力創造と発信を一体的に取り組みシティブロモーションを推進することとしている。

なお、これまでも、まちの魅力を高めるための様々な事業を実施するとともに、教育や治安・マナーの向上などマイナスイメージの払拭のための課題解決に取り組んできており、これらの情報発信については、主に市報、ホームページ及び各SNSにより鋭意努めてきた。こうした従来の発信に加え、より効果的かつ戦略的にまちの魅力や施策について子育てファミリー世帯を中心に発信するため、イメージ向上に資する動画を作成するとともに広く当該動画が閲覧されるようインターネット（SNSまたはWEB）広告を実施するもの。

### 3 契約期間

契約締結日から令和6年3月31日まで。

なお、本業務の適正な履行が確認されるとともに当該業務に関する予算が成立した場合、その範囲内で、令和6年度から令和7年度末までを目安として、尼崎市の会計年度ごとに、令和5年度受託事業者との随意契約の締結を可能とする。

#### 【参考：スケジュール】

本市が予定しているスケジュールの概要は、次のとおりである。詳細は本市と受託者が協議の上決定する。

業務内容	年 月	令和5				令和6		
		9	10	11	12	1	2	3
(1) 動画①:撮影等								
(2) // :公開								
(3) 動画②:撮影等								
(4) // :公開								
(5) 動画③:撮影等								
(6) // :公開								
(7) 動画④:撮影等								
(8) // :公開								
(9) インターネット広告の実施等								

#### 4 業務内容

業務実施にあたっては、まちの魅力や市の施策を、動画を活用して戦略的に発信することで、本市のイメージ向上によるシビックプライドの醸成につながるような提案とすること。

##### (1) 動画作成業務

次表中ア及びイについて、それぞれに効果的な企画を複数案提示すること。動画作成に必要な事前調整、準備、使用素材（内容を説明する資料等）の作成、撮影、編集等の作業を行うこと。撮影に際しては、必要な許可を得ること。また、必要に応じてロケハンを行うこと。なお、編集にあたっては、次の点に留意すること。

- ・作成した動画について  
本業務で作成した動画は、尼崎市公式 YouTube チャンネルに掲載することとする。
- ・字幕やテロップの挿入について  
音声による情報と同等の情報を、字幕やテロップを挿入することにより取得できること。

	概要	内容 【例】	動画の長さ・本数 【例】	備考
ア	まちの魅力を紹介するもの	レポーターが実際にまちを歩いたり、関係者に話を聞いたりしながら、魅力スポット等を紹介する。	5～10分・2本	作成から3年程度の使用を前提として企画すること。
イ	市の施策を紹介するもの	施策を実施している所属の職員が出演する等により、その取組みを紹介する。	3～5分・2本	テーマは本市が指定する。 (※)

※本市が指定するテーマ（予定）

- ①第6次尼崎市総合計画、②子育て支援に係る施策
- ①及び②から変更となる場合がある。また詳細は、本市と協議のうえ決定する。

##### (2) インターネット（SNSまたはWEB）広告実施業務

上記(1)で作成する動画をより多くの尼崎市及び近隣他都市の居住者に閲覧してもらえよう、SNSまたはWEB広告を効果的に実施するための企画、事前調整、原稿（画像含む）作成、出稿等の作業を行うこと。なお、上記(1)で作成する動画のうち1本以上について、広告の種類、ターゲット、期間等を定め実施すること。また、次のとおり効果測定を行い報告すること。

- ・月次報告  
広告を実施した月の翌月10日までにアクセス解析ソフト等を用いて広告の表示回数、クリック（タップ）回数及びクリック（タップ）率等の状況をまとめて報告すること。
- ・最終報告  
広告配信開始日から終了日までの広告の実施状況等や効果測定について委託者に報告すること。

## 5 成果物

本業務の成果物として、次のものを提出すること。

動画作成	①動画データ（MPEG4 形式） 画面比率：16:9 サイズ：1280×720（ハイビジョン）または 1920×1080（フルハイビジョン） ②サムネイル画像（YouTube 掲載用/JPEG 形式）	一式 （DVD 等で 2部納品）
インターネット（SNSまたはWEB）広告	広告出稿原稿（JPEG 形式など）・月次報告書・最終報告書	一式
その他	議事録	一式

## 6 業務場所

本業務における履行場所は次のとおりとする。

- (1) 尼崎市 総合政策局 政策部 広報課（尼崎市東七松町1丁目23-1）
- (2) 受託者の所在地
- (3) 尼崎市が指定した場所

## 7 実施体制

本仕様に定める委託内容を踏まえ、本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。体制を変更する必要がある場合には、事前に承認を得ること。

## 8 契約に関する条件

- (1) 支払条件  
業務完了後、適法な請求があった日から30日以内に一括払
- (2) 契約保証金  
契約締結時に尼崎市契約規則に基づき、所定の手続きを行う。

## 9 提出書類

受託者は、契約締結後又は業務完了後速やかに、次の資料を業務報告書として作成し、尼崎市に提出、検査を受けること。

なお、各書類の書式については、別途、協議を行うものとする。

- (1) 業務計画書（契約締結後）
- (2) 業務報告書（業務完了後）
- (3) 業務完了届（業務完了後）
- (4) その他、尼崎市が必要と認める書類（契約締結後・業務完了後）

## 10 留意事項

- (1) 再委託  
受託者は、本業務を遂行するにあたり、本業務の全部を一括して再委託してはならない。本業務の一部を再委託するときは尼崎市の承認を得なければならない。

(2) 著作権

- ア 受託者が本仕様書に基づいて作成したすべての成果物の著作権は尼崎市に帰属するものとする。成果物が第三者の著作権その他権利を侵害しないものであることを保証すること。
- イ 画像や映像、出版物の利用に関し、著作権処理が必要の無い素材、あるいは必要な処理手続きを行った素材を利用すること。なお、本市の求めに応じて、その使用を許諾されていることを証明すること。
- ウ 受託者は、第三者との間に著作権その他権利にかかる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が尼崎市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任、負担において解決すること。

(3) 守秘義務

- ア 受託者は、本業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- イ 受託者は、本業務に関して知り得た個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報及び死者に関する情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。))の取扱いについては、別記個人情報・データ取扱特記事項を守らなければならない。

(4) 業務実施上の条件

委託契約金額には、交通費、宿泊費、通信費、備品、事務消耗品等、業務に係る必要な経費の一切を含むものとする。

(5) その他

- ア 業務実施にあたっては、事前に尼崎市と協議すること。
- イ 業務実施においては、選定時の企画提案内容を遵守すること。
- ウ 本業務の実施にあたり疑義が生じた場合には、互いに協議を行い必要な措置を行うこと。

(6) 本仕様書に定めのない事項等については別途協議をする。

## 11 連絡先

尼崎市総合政策局政策部広報課  
尼崎市東七松町1丁目23番1号  
電話：06-6489-6021 FAX：06-6489-1827

以 上